王家の始祖伝承と亀

奥田　尚

本誌第二号の「茨田堤の雁の子の伝承」では、鳥が卵を生むことをめでたい祥瑞とみなす発想には、新羅国王が卵から生まれた伝承の反映がみられると推定した。さらに仁徳＝サザキ天皇が鳥の名にちなむから、サザキ天皇の始祖伝承が卵から生まれたものであった可能性があるとも、考えた。金谷科研の報告書『東洋における自然観の比較研究』の筆者分担研究のまとめ「日本古代における王家の始祖伝承」では、天皇家の始祖とされる太陽神や大地神との関係について考察し、太陽神と天皇家との関係は、六世紀初頭推古朝をさかのぼらないとみた。

このような王家の始祖伝承を調査するなかで、始祖伝承に関係するとみられる、若干興味を持てる対象がいくつかみつかった　ここではそのうちのひとつ、「亀」に関して報告してみたい。

（一）

「亀」のうちの特殊なものが神聖視されたことは、奈良時代の年号に霊亀（西暦七一五年）・神亀（同七二四年）・宝亀（同七七〇年）があることにも明らかである。「亀」がつく年号はその後は文亀（同一五〇一年）までない。これは、奈良時代までの年号が、たとえば左京から献上された瑞亀により霊亀と改元するなど、主として祥瑞とされる自然物に直接にちなんだためである。天平なども、亀の背中に「天王貴平知百年」の文字があり、それにちなむものであることはよく知られている。

亀の甲の文字といえば、甲骨文字がすぐに連想される。甲骨文字とは、殷代（紀元前一一〇〇年ごろまで）の占いに主として使用された、亀の甲や獣骨に残された文字である。（甲骨文字の理解については、白川静『甲骨文の世界』〈一九七二年二月・平凡社〉を参照した。）

亀の甲で占うことは、たとえば続日本紀和銅元年二月一二日条に「まさに今、平城の地、四禽図に叶い、三山鎮をなし、亀筮ならびに従う。都邑を建つべし」と平城遷都の詔にもみえる。「四禽図に叶」うとは、東に青龍

すなわち流水があり、南に朱雀すなわち池や沼があり、西に白虎すなわち大道があり、北に玄武すなわち高い山のあることをいう。「三山鎮をな」すとは、大和三山（畝傍・耳梨・香具山）をいうか、春日・奈良・生駒の連山をいう。

「亀筮」の「亀」は亀卜で、「筮」は占筮を意味する。亀卜は、養老職員令神祇官条の「古記」（大宝令に酷似）に、亀の甲を焼き、これにより兆しを占うとある。占筮は、筮竹を使っての占いで、中務省陰陽寮の陰陽師の職務である。陰陽寮は、天文・気象・暦などを扱う役所である。暦などは、推古紀一〇年（六〇二）一〇月条に「百済僧観勒、来たる。よって暦本および天文地理書、あわせて遁甲方術書を貢す。この時、書生三、四人を選び、もって観勒に学習せしむ」とある。遁甲は一種の占星術かといわれており、方術は考課令に「占候医卜は、験をいたすこと多きは、方術の最とせよ」とあり、『令義解』には占は陰陽、候は天文、医は療病、卜は亀を灼くとある。占のなかには占筮が含まれたと考えられ、占筮・亀卜には、ともに百済からの渡来系のものがあった。『隋書』倭国伝にも、「仏法を敬して、百済に仏・経を求め得て、始めて文字あり。卜筮を知りて、もっとも巫覡を信ず」とある。

卜筮・占筮は、筮竹などを用いて占うが、その占いの典拠となるのは、『易経』（周易）であり、その注釈書である。『易経』はいうまでもなく、五経の一であり、五経を講ずる五経博士の来国は、継体紀七年（五一三年ごろ）六月条に「百済、姐弥文貴将軍・州利即尓将軍を遣して、穂積臣押山〈百済本記に云はく、委の意斯移麻岐弥〉に副へて、五経博士段楊尓を貢す」とある。紀に引用された「百済本記」に、はたして通説のような信憑性を認めうるかどうかは問題であるが、六世紀初頭という年代はともかくとして、占筮のなかには百済経由で伝えられたものがあることは確実である。また、それが仏教などの導入と軌を一にする、新文化の導入であったことも確実である。

（二）

一方、亀卜の導入の方は、あまり明確な史料がない。前述のように、推古朝に観勒が伝えた方術の一部にあったと推定できる程度である。しかし、中国の亀卜との関係は、『魏志』倭人伝には次のように記されている。

その俗、挙事行来に云為するところあらば、すなわ

ち骨を灼きてトし、もって吉凶を占い、まずトするところを告ぐ。その辞は令亀法のごとし。火圻を視て兆を占う。

中国での亀ト＝令亀法と、倭国の骨による占いは、酷似したものであった。この場合「灼骨」の「骨」は、亀の甲を絶対に含まないと断言するほど、こだわることもなかろう。亀の甲も用いられたかもしれない。卑弥呼の「鬼道」を道教だとみる説もあり、そうだとすれば、中国での令亀法がそのまま卑弥呼の時代にも導入されていたのかもしれない（もちろん、弥生時代の文字史料は、まったく発見されていないから、中国の方法とはいっても、文字については定着しなかったとみざるをえない）。

逆に、「灼骨」の「骨」には絶対に亀の甲を含まないと仮定しても、結果はあまり相違しない。魏からの使者は、中国での同様の占いには、亀の甲を使うものがあることを教えたにちがいない。それが倭国に受容された可能性の高いことは、魏の鏡が倭国に与えた影響を考えてみれば、自明のことである。

卑弥呼の時代、弥生時代末期（三世紀後半）には、亀が占いの媒体でありえたことがわかった。亀の甲を媒体とする占いが、倭国土着のものか、中国伝来のものかは、にわかに判断し難い。しかし、火圻（火による割れ方）を視て兆しを占う方法に、それほど複雑なものがあったとは思えない。土着にせよ、中国伝来にせよ、亀の甲が超自然的な判断の媒介をするとすれば、特殊な甲をもつ亀、あるいはどこか特殊な亀が超自然的意志そのものとみなされうることは、容易に理解しうる。霊亀と改元する因となった亀に関する、続日本紀霊亀元年八月二八日条の次の記事は、いくつかの点で興味深い。

左京の人、大初位下高田首久比麻呂、霊亀を献ず。長七寸、闊六寸、左の眼は白く、右の眼は赤し。頸に三公を著わし、背に七星を負う。前脚にともに離の卦あり、後脚にともに一爻あり。腹の下に赤白の両点ありて、八の字に相つぐ。

亀の長さは約二一センチ、幅は一八センチ、左目が白く、右目が赤い。頸に三台星（北極星を守護するとされる三つの星）の模様があり、背中には北斗七星の模様がある。前足には両方ともに易経でいう「離」の卦をしめす模様があり（☲の模様）、後足にはともに「一」の爻（卦の一要素、三爻で一卦を構成し、陰＝⚋と陽＝⚊の二種類がある）の模様（つまり一＝陽をしめす模様）がある。腹の部分には赤と白の点があり、それが連なっ

て「八」の字となっている、というのである。

前足にある「離」の卦をふたつ重ねた卦も「離」で、周易によれば「離」の卦は「離（リ）は、貞（タダ）しきに利（ヨロ）しくして、享（トオ）る。牡牛を畜（ヤシナ）えば、吉」とある。その彖伝（卦の説明の一種）には「離は、麗（ツ）くなり。日月は天に麗き、百穀草木は土に麗く。重明にして、もって正に麗きて、すなわち天下を化成す。柔にして中正に麗く、故に『享る』。ここをもって、『牡牛を畜えば、吉』なるなり」とある。日月が天に附き、植物が土に附くように、人々は明（＝「離」の卦の性質）を重ねて正道に附いて、天下はうまく治まる。柔の卦が真ん中にあり、したがって「享る」（物事がうまくいく）。この故に、従順な雄牛を養って吉なのである、という。

さらにその象伝（卦の説明の別種）には「明ふたたび作（オ）こるは、離なり。大人、もって明を継ぎて四方を照らす」とある。明が二重になった形をしているのが「離」の卦である、王者はこの形のように明徳を重ねて、四方の国に君臨する、という。（以上の周易の卦の説明には、今井宇三郎『周易』上〈一九八七年七月・明治書院〉を参照した。）

霊亀改元は元正女帝の即位と同時である。女帝を「牝牛」にたとえたわけではなかろうが、女帝は男帝にくらべれば「柔」のイメージであり、「離」の彖伝にふさわしい（離卦が女にふさわしいことは、後にも述べる）。その象伝は一般的に君主にあてはまるであろうが、「明を継ぎて」を元明女帝から元正女帝への、女帝を重ねる形とみれば、元正女帝の即位にふさわしい。

霊亀の亀の特殊性の具体像は、以上の通りであるが、別の観点からすれば、亀がその甲を焼く亀卜としてではなく、占筮の基本である易経を負う形で扱われていることが、注目される。今井宇三郎『前掲書』の解説によれば、上下に爻を重ねるのは、亀の甲に卜辞を刻する方式に基づくという説が紹介されている。これによれば、亀を神祇官の占いに関係するものとのみ限定する必要はなく、陰陽寮の占いにも関係するものということができる。

弥生時代末期以降に亀卜が行なわれたとすれば、その伝統上でも、推古朝前後に導入された占筮の線上でも、亀は一貫して神聖視されうる要素を持っていたことがわかった。次に八世紀初頭に成立した記紀の伝承上で、亀がどう扱われたかを調べてみたい。

（三）

記が完成したのは、元明朝の和銅五年（七一二）のこととされ、この段階ではまだ年号に「亀」のつくものはない。そのためか、記には亀に関する伝承は一例しかない。神武記の神武東征伝承中に、神武軍が日向を発し、豊国宇沙（宇佐）・筑紫岡田宮・阿岐国多祁理宮を経由し、吉備高島宮より大和に向かう途中に、サヲネツヒコに出会い、道案内をさせる。サヲネツヒコの登場の場面は、次のように記されている。

その国（＝吉備）より上り幸（イ）でましし時、亀の甲に乗りて、釣りしつつ羽ぶき来る人、速吸門（ハヤスイノト）に遇いき。

亀の甲の上で釣りをしながら、鳥のように羽ばたく人にであった、という。サヲネツヒコに記は分注して、倭国造の祖とする。倭国造の始祖伝承は、鳥と亀が合体したイメージがある。

ただし、元正朝の霊亀改元後の養老四年（七二〇）に完成した紀、したがって亀への神聖視が高まったはずの紀では、同様の場面がまったく別の形となっている。

神武即位前紀甲寅年一〇月五日条には、日向を発して菟狭（宇佐）に着く前に、速吸之門（ハヤスイノト）で道案内に出会う話がある。道案内の名はウヅヒコといい、記とは若干異なり、倭直らの始祖とある（神武紀二年条にウヅヒコは、倭国造に任命されている）。ウヅヒコは、「艇（オブネ）に乗りて至る」であり、亀の甲に乗っていないし、鳥のように羽ばたいてもいない。ウヅヒコは神武の船から差し出された椎の棹にすがって、神武の船に移り、シヒネツヒコの名を与えられる。椎の棹のシヒにちなむ名である。椎の棹のサヲにちなめば、サヲネツヒコとなろう。

シヒネツヒコは戊午年九月五日条では、天香山の土を取って来る役を果たし、神武はその土で厳瓮（イツヘ）などを作り、丹生の川上で天神地祇に天下の平定を祈る（このことについては、既に科研報告書で触れた）。同時にウケヒして、厳瓮を丹生川に沈め、「もし魚大小と無くことごとく酔いて流るること、たとえば槇の葉のごとくんば、吾、必ずよくこの国をさだめん」という。はたして魚は皆浮かび、シヒネツヒコはそれを神武に告げる。シツネツヒコが魚が浮くかどうかの判定者となったということは、シヒネツヒコが水や魚に深い関係を持っていたことをしめす。魚類を魚鼈というように、亀も魚類とみられた。したがって、亀が浮かぶ形でもよいはず

である。ここでは、亀ではないことだけに注意しておこう。

紀のシヒネツヒコの記事は、他にもう一例がある。神武即位前紀戊午年一一月七日条の兄磯城（エシキ）打倒の記事である。エシキを打倒する計略をシヒネツヒコが立てる。その計略のなかに、菟田川の水を取って炭坂の火にそそぎ、不意をついてエシキを攻撃することがある。ここでもシヒネツヒコは、水に関係している。

エシキ打倒後に神武は歌を作って将兵を慰安するが、その歌の末尾は「鵜飼が徒（トモ）、今、助（ス）けに来ね」（＝鵜飼の仲間よ、たった今、助けに来てくれ）とある。エシキ打倒戦の主役はシヒツネヒコであるから、この歌自体をシヒツネヒコが作ったものと解することも可能である。また、神武が作ったとすれば、「鵜飼」がでてくるのは、菟田川の水に関係しての事であろう。シヒツネヒコが菟田川の水の計略を考ええたのは、シヒツネヒコと鵜飼がなんらかの関係があったためである。いずれにせよ、シヒツネヒコは鵜飼と関係があり、先に述べたように水と関係する。記のサヲツネヒコは亀に乗り鳥のように羽ばたくイメージがあったが、紀のシヒツネヒコにも鵜飼のように水の上で羽ばたくイメージがある。

結局、倭国造氏の始祖伝承は、鵜飼などとも関係を持ちつつ、水の支配者で魚や亀に深い関連を持つものであった。この倭国造氏は、履中即位前紀では履中を打倒しようとする住吉仲皇子に味方する。さらに雄略紀二年一〇月六日条には、倭国造が宍人部を献上する記事がある。この二例はともに、大王への服属を意味する。このことから考えれば、倭国造が「天皇」（＝大王）の支配下に属するのは、神武以来などというものではなく、比較的新しい時代とみることができる。つまり、倭国造の始祖伝承というのは、「倭国造」王家の始祖伝承であったといえる。

（四）

水の支配者が魚鼈（魚や亀、あるいは魚類）を自由に操れるという例は、紀の神話の海宮遊幸章（神話第一〇段）に集中的にみられる。亀も同章一書第三に海神の娘の豊玉姫の乗り物として出てくる。豊玉姫は、神武の父ヒコナギサタケウガヤフキアヘズの母であり、鵜もでてくる。ウガヤフキアヘズの父ヒコホホデミの母は、山神の娘である。これらの神話での血統は、「天皇」家の始祖に、山と海の支配者の血統を観念的に配したにすぎな

い。歴代天皇は、太陽神アマテラスの末を自称するだけで、誰ひとりとして山神や海神の末とは称さない。

古代日本に圧倒的な影響を与えた朝鮮半島の例をみよう。『三国史記』高句麗本紀の始祖条に、始祖朱蒙は暗殺されそうになって北扶余から南へ脱出する。背後に追手が迫り、行く手は淹水にさえぎられる。朱蒙は淹水の岸に立って、「我は天帝の子にして、河伯の外孫なり。今日、逃走するに、追う者の及ばんとすることちかし。如何せん」と水に告げると、「ここにおいて魚鼈浮かび出て橋をなし、朱蒙渡るをえて、魚鼈すなわち解く。追う騎は渡ることあたわず」という状態となる。朱蒙は卒本に都し、沸流水上に居住して、国号を高句麗とする。同一といってもいいような記述は、『三国遺事』巻一の高句麗条にもみえる。

朱蒙は「河伯の外孫」（『三国史記』）、「河伯の孫」（『三国遺事』）を自称するが、これは朱蒙の母の柳花が河伯（水の神）の娘だからである。朱蒙の父は太陽で、太陽と水神の娘の直接の子供が朱蒙である。日本の「天皇」家と太陽・水神の場合のようにもってまわった形ではなく、非常に直接的である。『三国史記』（一一五四年完成）や『三国遺事』（一三一三年頃完成）は信憑性に問題があるともいえるので、より信憑性のある史料を提示しておこう。高句麗好太王碑文（四一四年完成）である。

碑文は始祖朱蒙を鄒牟と記し、天帝と河伯の間の子とする。碑文の一部が破損しており、明確ではないが、鄒牟は暗殺されそうになったとは記されていないようである。平和裡に南下をしたようで、扶余を経由して奄利大水にいたる。鄒牟は大水の津に臨んで、「我はこれ皇天の子にして、母は河伯女郎の鄒牟王なり。我が為に葭（アシ）は連（ツラ）なり、亀は浮かべ」と告げる。すると「声に応じて即ち為に葭は連なり、亀は浮かぶ。しかる後に造（スス）みて渡る」ことができた。水神の血族として鄒牟は、亀や葭（葦の若いもの）の動かす力を持っている。このような伝説が五世紀初頭の高句麗には、確実に存在した。

『姓氏録』によれば、右京諸蕃のに長瀬連氏は「高麗国鄒牟〈一名は朱蒙〉より出ず」とあり、欽明朝の渡来とも記す。他に山城国諸蕃の高井造氏は「高麗国主鄒牟王の廿世孫の汝安祁王より出ず」とある。鄒牟王との直接的な関係をしめす氏族は二氏であるが、高句麗国王に出自を求める氏族は多い。これらの氏族は、亀などを自

由にあやつれる始祖の伝承を伝えていたに相違ない。

記のサヲネツヒコが亀に乗り道案内をする伝承や、神功記・紀の「三韓征討」伝承に大小の魚が神功の船を担って進む伝説の背後に、高句麗鄒牟王の伝承の影をみることができる。

（五）

紀には他にも亀に関する記事があるので、それを網羅的に検討して、本稿を終えることにしたい。

崇神七年二月一五日条には、国内の不安のゆえんを神祇に問う場面に、「蓋命神亀。以極致災之所由也」とある。普通によめば「なんぞ神亀に命じて、もって災いの所由を極めざらん」となり、亀の占いを行なうかのようである。実際には神憑りにより神意が伝えられており、「命神亀」は単に占い程度の意味である。古典文学大系本では「命神亀」を「ウラ」とよませている。神亀に特別の意味があるのではない。

垂仁三四年三月二日条。天皇が山背に幸し、佳人カニハタトベを妻にしようとする。妻にすることに成功するかどうかの神意を問い、成功するなら道に祥瑞に出会えるようにと祈る。その結果、行宮に到着する頃に、河のなかから大亀が出てくる。天皇が大亀を矛で刺すと、亀は石に変わった。天皇はカニハタトベを妻とすることができた、とある。単に大亀の出現だけでは祥瑞ではなく、亀が石に変わったことが祥瑞とされている。天皇とカニハタトベの間の子は磐衝別（イハツクワケ）という名であり、おそらくこの話は岩を衝くという名前にちなむものである。亀にはあまり大きな意味はないのであろう。

雄略二二年七月条。丹波国余社郡筒川の瑞江浦嶋子が釣りをして、亀を釣ったが、亀はたちまちに女に変身した。浦嶋子はその女を妻とし、女の案内で海に入り、蓬莱山にいたって仙人たちに出会う。浦島太郎のおとぎ話の原型の一種である。吉野裕子『易と日本の祭祀』（人文書院・一九八八年一一月）は、『説卦伝』に（離を火となし、日となし、中女となし、（中略）亀となし」とあることから、亀が女に変身するのは不思議ではないと説く。「離」卦はすでに触れたように、元正女帝の即位を祝うかのように出現した亀の模様であった。亀が女に変身するこの話は、元正朝の離卦を持つ亀の出現のころに構想されたものかもしれない。

天智九年六月条。「邑中に亀を獲たり。背に申の字を書せり。上は黄にして、下は玄（クロ）し。長は六寸余

なり」とある。古典文学大系本は頭注に「壬申の申、日を貫く形。上黄下玄も天地玄黄の逆。いずれも壬申の乱を記述するための伏線としての記事」とする。「邑中」とのみあって、具体的な地名がなく、架空の記事である。

天武一〇年九月五日条。「周芳国、赤亀を貢す。すなわち嶋宮の池に放つ」とある。この年の七月から九月にかけては朱雀など、祥瑞の記事が多く、赤亀もその一例である。浄御原律令の編纂の開始にともない、祥瑞の制度が整備されていったので、このような記事が残されたのであろう。

史料的にみれば、特殊な亀への聖視を含む特別視は、天武朝の赤亀献上に始まり、霊亀・神亀・天平にひとつの頂点をむかえたことになる。『魏志』倭人伝からみれば、弥生時代末期に亀卜が行なわれた可能性があるものの、記紀では天武朝以前には亀を特別に神聖視した形跡はなく、この点からのみ考えれば亀卜が伝統化していたとは考えられない。記の神話に鹿の肩を焼いて占うことがあり、灼骨の伝統が続いたのかもしれない。亀卜はあるいは、天武朝の中国模倣政策のなかで、はじめて一般化したのかもしれない。